



令和7年度 受注可能本数表(契約管財局発注工事に係る受注可能本数の制限要領第4条及び第5条)

工事種目	登録種目		希望種目	物件等級	経営事項審査の総合評定値(P点)	発注予定価格(税込)	受注可能本数			受注可能本数の加減													
							本店業者	支店業者	市外業者	成績による加減	評定点の修正が行われた場合の加減												
13E とび・土工・コンクリート工事	050	とび・土工・コンクリート工事	—	—	—	—	制限なし			成績による加減	評定点の修正が行われた場合の加減												
	051	法面処理工事																					
14A 体育施設工事	010	土木一式工事	—	—	—	—	制限なし					成績による加減	評定点の修正が行われた場合の加減										
	130	舗装工事																					
	230	造園工事																					
14B 管更生工事	010	土木一式工事	—	—	—	—	制限なし							成績による加減	評定点の修正が行われた場合の加減								
14C テント工事	050	とび・土工・コンクリート工事	—	—	—	—	制限なし																
	110	鋼構造物工事																					
14D 石工事	060	石工事	—	—	—	—	制限なし									成績による加減	評定点の修正が行われた場合の加減						
14E 噴水・流れ設備工事	090	管工事	—	—	—	—	制限なし																
	230	造園工事																					
14F 築炉工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	—	—	—	—	制限なし											成績による加減	評定点の修正が行われた場合の加減				
14G 水門・門扉工事	110	鋼構造物工事	—	—	—	—	制限なし																
14H レール溶接工事	010	土木一式工事	—	—	—	—	制限なし																
	120	鉄筋工事																					
14I 土木構造物補修・ライニング工事	010	土木一式工事	—	—	—	—	制限なし																
	170	塗装工事																					
14J 熱絶縁工事	210	熱絶縁工事	—	—	—	—	制限なし													成績による加減	評定点の修正が行われた場合の加減		
14K さく井工事	240	さく井工事	—	—	—	—	制限なし																
14L 建具工事	250	建具工事	—	—	—	—	制限なし															成績による加減	評定点の修正が行われた場合の加減
15A 大工工事	030	大工工事	—	—	—	—	制限なし																
15B 左官工事	040	左官工事	—	—	—	—	制限なし			成績による加減	評定点の修正が行われた場合の加減												
15C 屋根工事	070	屋根工事	—	—	—	—	制限なし																
15D タイル・れんが・ブロック工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	—	—	—	—	制限なし					成績による加減	評定点の修正が行われた場合の加減										
15E 鋼構造物工事	110	鋼構造物工事	—	—	—	—	制限なし																
15F 鉄筋工事	120	鉄筋工事	—	—	—	—	制限なし							成績による加減	評定点の修正が行われた場合の加減								
15G 板金工事	150	板金工事	—	—	—	—	制限なし																
15H ガラス工事	160	ガラス工事	—	—	—	—	制限なし																
15I 内装仕上工事	190	内装仕上工事	—	—	—	—	制限なし																

※ 受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注件数を含めるものとする。  
 ※ 受注可能本数欄の(※2本)または(※1本)については、土工・建築工事・舗装工事の3種目のうちから希望種目を2種目登録した場合の取扱いとし、その2種目で受注できる上限本数とする。  
 【例1】希望種目登録: 土工・建築工事 ⇒ 受注可能本数: 土工+建築工事=2本(本店業者)または1本(支店業者)  
 【例2】希望種目登録: 土工 ⇒ 受注可能本数: 3本(本店業者)または1本(支店業者)

※ 合併の場合は、両者の受注件数を含めるものとする。

※ 発注予定価格(税込)が6億円超となる案件については、総合評価落札方式の適用案件となるため、受注可能本数の制限の対象としない。

令和6年1月1日から12月31日の間に完成した当該工事種目の工事において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。

請負工事成績評定要領第9条の規定に基づき評定の修正が行われ、左表に該当する場合はそれぞれ受注可能本数に加減を行う。この場合において、過年度における受注本数及び受注可能本数を加減した制限実施の有無は考慮しないものとする。  
 なお、修正が行われた場合の通知日が4月1日から12月31日の間の場合は修正を行った翌年度の受注可能本数から制限を行う。また、修正が行われた場合の通知日が1月1日から3月31日の間の場合は、修正を行った翌々年度の受注可能本数から制限を行う。